

防衛庁庁舎医務室に関する訓令を次のように定める。

昭和31年3月30日

防衛庁長官 船 田 中

## 防衛省庁舎医務室に関する訓令

改正 昭和32年9月13日庁訓第54号附則第3項  
昭和35年5月18日庁訓第26号  
昭和37年11月1日庁訓第73号  
昭和59年6月30日庁訓第37号  
平成9年6月30日庁訓第31号  
平成11年3月29日庁訓第17号  
平成12年4月25日庁訓第63号  
平成13年1月6日庁訓第2号  
平成14年2月27日庁訓第2号  
平成16年7月29日庁訓第66号  
平成18年3月27日庁訓第12号  
平成18年7月28日庁訓第83号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成27年10月1日省訓第39号  
平成28年8月4日省訓第53号  
令和元年11月29日省訓第26号

(医務室長)

**第1条** 医務室長は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の6第1項の規定による登録を受けた者たる職員をもつて充てる。

(医務室の業務)

**第2条** 医務室においては、次の各号の事項についての施設若しくは技術の提供又は技術的指導並びに事務の調整及び部外の衛生機関との連絡を行うものとする。

- (1) 庁舎（東京都新宿区市谷本村町に所在する防衛省の施設をいう。以下この条において同じ。）に所在する防衛省本省の内部部局、防衛研究所、幕僚監部、情報本部及び防衛監察本部並びに防衛装備庁（以下「内部部局等」という。）の職員（以下「職員」という。）の体力検査及び健康診断（事後処置を含む。）に関すること。
- (2) 職員の予防接種に関すること。
- (3) 庁舎における感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症をいう。）の予防及び防疫に関すること。
- (4) 庁舎における食品衛生及び環境衛生に関すること。
- (5) 職員の休養に関すること。
- (6) 職員の採用のための身体検査に関すること。

2 医務室においては、前項の業務のほか、内部部局等の健康管理者から依頼があつ

たときは、当該内部部局等の健康管理業務を実施しなければならない。

- 3 人事教育局衛生官（以下「衛生官」という。）は、内部部局等以外の自衛隊の健康管理者（庁舎に所在する自衛隊の部隊等の健康管理者に限る。）が、健康管理業務のため医務室の施設の使用又は技術的援助を求めたときは、これに応じなければならない。

（医務室の職員）

- 第3条** 医務室には、別表に定める区分に従い、自衛官及び自衛官以外の隊員を勤務させるものとする。

（医務室の使用）

- 第4条** 健康管理者又は職員の任免権者は、医務室で職員の健康管理又は職員の採用のための身体検査を実施するときは、あらかじめ、実施期日、実施人員、実施事項の範囲、所要資材又は費用の負担方法、事務様式等必要な事項について、衛生官に協議するものとする。

- 2 衛生官は、前項の規定により医務室の業務を実施するため必要があるときは、健康管理者又は任免権者に所要の人員及び資材の援助を求めることができる。

（診療所）

- 第5条** 医務室の施設は、防衛省共済組合本部診療所の利用に供するものとする。

- 2 医務室に勤務する職員は、防衛省共済組合本部診療所のため診療その他の業務に従事するものとする。

（委任規定）

- 第6条** この訓令に定めるもののほか、医務室の管理、運営その他この訓令の実施に関し必要な事項は、衛生監の承認を得て衛生官が定める。

附 則

この訓令は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年9月13日庁訓第54号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和32年9月13日から施行する。

附 則（昭和35年5月18日庁訓第26号）

この訓令は、昭和35年5月18日から施行する。ただし、別表の改正規定中海上幕僚監部又は海上自衛隊の部隊及び航空幕僚監部又は航空自衛隊の部隊に係る部分は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日庁訓第17号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月25日庁訓第63号）

この訓令は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年2月27日庁訓第2号）

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成16年7月29日庁訓第66号）

この訓令は、平成16年7月29日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年8月4日省訓第53号）（抄）

この訓令は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（令和元年11月29日省訓第26号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

区 分		内部部局	陸上幕僚監 部又は陸上 自衛隊の部 隊	海上幕僚監 部又は海上 自衛隊の部 隊	航空幕僚監 部又は航空 自衛隊の部 隊
自 衛 官	医 師	0	1	1	1
	歯 科 医 師	0	1	1	1
	エックス線技師	0	1	0	0
	細菌技術者	0	0	1	1
	健康管理業務助手	0	2	0	0
	小 計	0	5	3	3
自 衛 官 以 外 の 職 員	薬 剤 師	0	1	0	0
	看 護 師	1	3	1	1
	歯 科 衛 生 士	0	2	1	0
	歯 科 技 工 士	0	0	0	1
	健康管理業務助手	0	0	0	1
	小 計	1	6	2	3
合 計		1	11	5	6